

大仙市過疎地域自立促進計画の変更に係る新旧対照表（下線の部分が変更箇所）

【軽微変更】

変更箇所 (変更後計画の頁、行等)	変更後				変更前				備考
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 ・55項 3計画（平成28年度～32年度） ・101項 事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分	(11) 過疎地域自立促進特別事業	<p>橋りょう長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：住民の日常生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。</p> <p>③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの縮減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保される。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市		(11) 過疎地域自立促進特別事業	<p>橋りょう長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：住民の日常生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。</p> <p>③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの縮減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保される。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	市		

	<p><u>道路長寿命化対策事業</u></p> <p><u>①事業の必要性：市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路を、住民が将来にわたり安全に安心して利用することができるよう、法面・大型カルバート・標識及び照明施設等の計画的な維持管理が必要である。</u></p> <p><u>②事業内容：道路における第三者被害を防止する観点から、国が示す点検要領に基づいて緊急輸送路及び幹線道路等を対象に点検を行い、結果に応じた調査及び対策を実施する。</u></p> <p><u>③事業効果：法面及び土木構造物並びに標識や照明等附属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られる。このため将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</u></p>	市						追加
--	--	---	--	--	--	--	--	----